

令和6年度 京都市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本調達方針は、本市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※重度障害者多数雇用事業所の要件（以下全ての要件を満たす事業所）

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 雇用障害者数の割合が労働者数の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 共同受注窓口

物品等は、障害者就労施設等から直接調達することができるが、物品等の調達を障害者就労施設にあっせんし又は本市各部署と障害者就労施設の間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口からも調達することが可能である。

本市における共同受注窓口は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター
- (2) はあと・フレンズ・ストア

5 調達の対象品目

本市において調達を推進する物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ・食品類（パン、クッキー、焼き菓子、弁当、農作物、食品加工品など）
- ・紙製品（手すき和紙、ステンシルはがき、封筒、一筆箋、メモ帳、カレンダーなど）
- ・陶製品（カップ、皿、花器、ペーパーウエイト、アクセサリなど）
- ・縫製品（トートバッグ、巾着、ふきん、ブックカバー、エプロンなど）
- ・織製品（さおり織小物入れ、ポーチ、カバン、ショールなど）
- ・小物雑貨（キャンドル、ガラス工芸、組みひも、Tシャツなど）
- ・生活雑貨（手ぬぐい、手づくり石けん、アクリルたわし、コースターなど）
- ・事務用品（事務用品、封筒など）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・印刷物（パンフレット、リーフレット、ポスター、点字版資料、名刺など）
- ・資源回収・分別作業（機密文書破断、古紙、空き缶、ペットボトルなど）
- ・軽作業（袋詰め、封入、発送、シール貼り、箱折り、梱包、検品など）
- ・クリーニング（洗濯、衣服等たたみなど）
- ・施設や公園等の清掃、除草作業
- ・施設等での配膳、下膳
- ・アンケートデータ集計
- ・ホームページ作成、DTP
- ・テープ起こし（会議録、研修記録など）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

令和6年度調達目標は次のとおりとする。

目標額：319,000千円〔360,200千円〕※〔 〕内は令和5年度目標額

7 調達の推進方法

- (1) 調達の対象となる障害者就労施設等の情報を「京都市障害者就労施設等政策随意契約対象者名簿」に掲載し庁内各部署に情報提供することにより、できる限り多くの部署で障害者就労施設等からの調達の推進が図られるよう努める。
- (2) 物品等の調達を障害者就労施設にあっせんし又は本市各部署と障害者就労施設の間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口は、障害者就労施設が提供する物品等の質の向上、供給の円滑化に資するものであるため、所定の手続により、次の2者は政策随意契約することができる者として認定されている。

本市においては、障害者就労施設から物品等を直接調達することはもとより、政策随意契約することが可能な共同受注窓口も活用しながら調達の推進が図られるよう努める。

① 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター

② はあと・フレンズ・ストア

(3) 印刷や清掃作業など役務の調達についても、発注に当たっては、障害者就労施設等から調達することができないか、十分に検討するよう努める。

(4) 本市の区域内に所在する各障害者就労施設等が提供可能な具体的な物品・サービス内容、参考単価、納期の目安等を一覧にし、庁内各部署に情報提供することにより、発注に当たっての検討に資するよう努める。

(5) 障害者就労施設等からの調達の推進に当たっては、地元中小企業、シルバー人材センターなどに十分配慮するよう努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の6月に市ホームページ等で公表する。

9 その他

(1) 物品等の調達のほか、本市が締結する契約において、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業者、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している事業者に配慮する取扱いなど、公契約における障害のある人の就業を促進するための措置について検討していくものとする。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。